

## 令和2年第2回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和2年6月11日（木曜日） 午前 9時30分開議

- 第 1 議案第31号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第32号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第33号 中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第34号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第35号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第36号 中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第37号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 8 議案第38号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第 9 発議第 3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 第10 閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（8名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 高橋 憲一 君  | 2番 長谷川 克弘 君 |
| 3番 西浦 岩雄 君  | 4番 宮崎 泰宗 君  |
| 5番 東海林 繁幸 君 | 6番 星川 三喜男 君 |
| 7番 細谷 久雄 君  | 8番 村山 義明 君  |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |        |          |
|--------|----------|
| 町 長    | 小林 生吉 君  |
| 副 町 長  | 遠藤 義一 君  |
| 教 育 長  | 田邊 彰宏 君  |
| 総務課 長  | 小林 嘉仁 君  |
| 総務課 参事 | 野露 みゆき 君 |
| 総務課 参事 | 笹原 等 君   |
| 総務課 参事 | 野田 繁実 君  |

総務課主幹	矢部智彦君
産業課長	平中敏志君
産業課参事	永田剛君
産業課参事	渡邊誠人君
産業課主幹	西川明文君
産業課主幹	北村哲也君
建設課長	土屋順一君
建設課主幹	千葉靖宏君
保健福祉課長	相馬正志君
保健福祉課参事	山田美緒子君
教育次長	工藤正勝君
教育委員会主幹	小林美幸君
国保病院事務長	長尾享君
国保病院事務次長	西村智広君
会計管理者	藤田徹君
認定こども園園長	相座豊君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今野真二君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前 9時30分）

◎議案第31号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第31号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 今日もよろしくお願ひいたします。議案第31号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。議案第31号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案95ページをお開きください。議案第31号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

98ページをお開きください。改正の要旨でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、北海道後期高齢者医療広域連合の条例の一部改正に基づき、感染した被用者に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務が追加されたことにより改正するものであります。

97ページにお戻りください。新旧対照表でご説明いたします。第2条、本町において行う事務の第8号を第9号とし、第8号に「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」と追加するものであります。

96ページにお戻りください。中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容は先ほど説明しましたので、省略いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第31号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第32号

○議長（村山義明君） 日程第2、議案第32号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第32号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、相馬保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） それでは、中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案99ページをお開きください。議案第32号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

105ページをお開きください。改正の要旨でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、当町において休暇を取得しやすい環境を整備することにより感染拡大を防止するため、令和2年1月1日から規則で定める9月30日までの期間における傷病に係る傷病手当について中頓別町国民健康保険条例の附則を改正するものです。

100ページにお戻りください。中頓別町国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び6項を加える。

内容としましては、附則に第3項から第8項までを追加するものであります。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第3項、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服する

ことができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

第4項、傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

第5項、傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6項、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7項、前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

第8項、前項の規定により、本町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第32号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第33号

○議長（村山義明君） 日程第3、議案第33号 中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第33号 中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例の制定について、平中産業課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） おはようございます。よろしくお願いたします。議案106ページになります。議案第33号 中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

議案110ページをお開き願います。改正の要旨でございますが、後継者が経営継承した際の優遇措置の追加及び施設等の改修助成金受領後に規模拡大や経産牛飼養施設の新設等を取り組む際における助成金の交付規定を設けることにより、酪農経営者の経営意欲の向上と地域の酪農業の振興を図るものであります。

本条例につきましては平成27年度に制定し、昨年度までの5年間で乳牛の飼養施設の新設が3件、施設の規模拡大が1件、施設改修が7件、譲渡協力金2件、後継者継承祝金2件の利用実績がございます。町内の酪農経営者の状況といたしましては、近年後継者への経営継承が進んでおり、今後も後継者への経営継承が行われる農場が一定程度見込まれると想定されておりますが、現行の条例では助成金の再申請は認めない制度となっており、一度施設整備や改修の制度を活用した場合は後継者が経営を継承した際には本助成制度による施設整備や改修は助成の対象外となっておりました。そこで、新たな経営者の経営方針に基づき施設の整備や改修に対して助成が可能となるよう経営継承された農場に対しては再申請を可能とするよう改正するものでございます。また、経営継承以外の場合であっ

ても当初は施設改修の助成を受けた農場において、その後の経営方針の変更等により規模拡大を図る場合に限っては本条例による受領済みの補助金額を差し引いた額を交付上限額として再利用が可能となるよう改正するものでございます。

それでは、新旧対照表にてご説明させていただきます。議案108ページをご参照願います。第2条は、助成の対象等を規定するものであり、農協の合併協議が進んでいる状況や農協組合員に限定することが公平性を欠くというご指摘がございましたことから、町内で酪農業を営む経営者及びその後継者とするものでございます。

第6条は、後継者が経営を継承した際の優遇措置について規定するもので、改正の要旨でご説明させていただきましたが、条例第4条第1号から第3号に規定する施設整備や改修助成金を受領した後に後継者が経営を継承した場合に限り条例第4条第1号から第3号に規定する事業を実施した場合は各号に定める助成金を交付するとするものであります。ただし、後継者が経営を継承した際に受けられる優遇措置、継承祝金の100万円や助成上限額の上乗せを既に受領している場合につきましては、その優遇措置は交付の対象とはならないということとしております。

第7条は、交付の条件を規定するもので、第2号で条例第4条第1号から第3号の助成金を複数申請することができないとした規定ではあるものの、条例第4条第3号に規定する施設改修助成金、補助の限度額が200万円のものでございますが、これを活用後に条例第4条第1号に規定する施設等整備助成金、補助の上限額1,000万円の部分ですが、を活用する場合または条例第4条第2号に規定する規模拡大助成金、補助の上限額が700万円のものでございます、の交付を申請する場合は、助成金の限度額より既に交付された助成金を除いた額を上限額として交付するとするものであります。また、第4号は国の事業名称の変更による改正であり、青年就農給付金事業経営開始型から農業次世代人材投資事業イ経営開始型とするものでございます。

第8条は、助成金の交付申請等の方法を規定するもので、現行では農業協同組合の承認を受けてから町長に申請する方法から申請者本人からの申請と改正するもので、第9条におきまして内容を審査し、承認の可否について申請者に通知するとするものでございます。

議案107ページをご参照願います。条例改め文の下段、附則についてでございますが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以降に実施した事業から適用する。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） この条例の中で中頓別町農業協同組合または代表理事といった文言がなくなっているわけです。そういった面では農業協同組合は組合法に基づいて設立したものでありますけれども、あくまでもそれは民間団体の営利にすぎないわけで、組合に入る、入らないは本来農業者の自由なわけです。それを組合にあたかも入らなければ何

もできないようなやり方というのは不当だと私は前から思って、そういったことを言っていました。そのことが今回整理されたのかな、そういう思いでやられたのかな、これが私はこれで町の条例としての在り方としては正しいと思う改正なのではけれども、狙いは何なのでしょう。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 東海林議員ご指摘のとおり、町の条例といたしましての公平性の部分を考慮した場合に農業協同組合という部分に限定するという形はやはり正すべきではないかということで今回の改正内容としてございます。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第33号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第34号

○議長（村山義明君） 日程第4、議案第34号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第34号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について、平中産業課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、ご説明させていただきます。議案111ページをお開き願います。議案第34号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

115ページを御覧願います。改正の要旨でございますが、助成の対象者に新たに町内で商工事業を営もうとする者を追加するほか、後継者が経営継承した際の優遇措置の追加



及び施設等の改修助成金受領後に規模拡大や新規事業等を取り組む際における助成金の交付規定を設けることにより、商工業事業者の経営意欲の向上と地域の商工業の振興を図るものでございます。

本条例は平成27年度に制定し、昨年までの5年間で雇用創出を含む店舗等施設の新設が1件、施設等の規模拡大が1件、施設整備改修が16件、施設整備改良が1件、譲渡協力金が1件、後継者継承祝金1件の利用実績となつてございます。町内では空き店舗の増加が顕著になってきており、今後さらに高齢化、後継者不在による廃業が増加することが懸念されており、地域経済の停滞はもとより地域の魅力が低減してしまうおそれがございます。関係機関においても事業承継の必要性について検討されている状況にあることから、新たに商工業を営もうとする方に対して本条例による助成の対象とするものでございます。また、現行の条例では、先ほどの酪農振興支援条例と同じでございますが、助成金の再申請は認めていない制度となつており、一度施設整備や改修の制度を活用した場合、後継者が経営を継承した際には本助成制度による施設整備や改修は助成の対象外となつてございました。そこで、経営継承後において新たな経営者の経営方針に基づき施設の整備や改修に対して助成が可能となるよう経営継承された商工業事業者に対しては再申請を可能とするよう改正するものでございます。また、経営継承以外の場合であっても当初は施設の改良の助成を受けた事業所等において、その後の経営方針の変更等により施設改修や規模拡大、施設整備等を図る場合に限っては本条例による受領済み補助金額を差し引いた額を交付上限額として再活用が可能となるよう改正するものでございます。

それでは、新旧対照表にてご説明させていただきます。議案113ページをご参照願います。第2条でございますが、助成の対象等を規定するものであり、現行の商工会の正会員に限定することが公平性を欠くというご指摘がございましたことから、「町内に本店等の機能を有する中頓別町商工会の正会員及びその後継者」から「中頓別町内に本店等の機能を有する商工業事業者とその後継者及び新たに商工業事業を営もうとする者」ということに改正するものでございます。

第6条につきましては、後継者が経営を継承した際の優遇措置について規定するもので、改正の要旨でご説明させていただきましたが、条例第4条第1号から第4号に規定する施設整備や改修等の助成金を受領した後に後継者が経営を継承した場合に限り条例第4条第1号から第4号に規定する事業を実施した場合は各号に定める助成金を交付するとするものであります。ただし、後継者が経営を継承した際に受けられる優遇措置、継承祝金の100万円や助成上限額の上乗せ等を既に受領している場合におきましては、その優遇措置は交付の対象とはならないということとしてございます。

第7条は、交付の条件を規定するもので、第1号で条例第4条第1号、第3号、第4号の助成金を複数申請することができないこととし、ただし条例第4条第4号に規定する施設改良助成金、これは補助上限が33.3万円のものでございますが、を活用後に条例第4条第1号に規定する施設等整備助成金、補助限度額は700万円、を活用する場合また

は条例第4条第3号に規定する施設等改修助成金、補助限度額は200万円、の交付を申請する場合は助成金の限度額より既に交付された助成金を除いた額を上限額として交付するものでございます。また、条例第4条第2号に規定する施設等改修助成金、これは上限額が200万円のものでございますが、これを活用後に条例第4条第1号に規定する施設等整備助成金、補助限度額が700万円のものでございます、を活用する場合も同様に助成金の限度額より既に交付された助成金を除いた額を上限額として交付するとするものでございます。

第8条は、助成金の交付申請等の方法を規定するもので、現行では中頓別町商工会の計画承認を受けてから町長に申請する方法でございましたが、申請者本人からの申請と改正するもので、第9条において町長は申請内容を審査し、承認の可否について申請者に通知するとするものでございます。

議案112ページをご参照願います。改め文の下段、附則についてでございますが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以降に実施した事業から適用する。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 内容は全く問題ありません。ただ、課長、前の条もそうなのだけれども、改正の要旨で後継者に対する新しい制度、これはこれで改正の要旨で載っているからいいけれども、もう一つ大事なのが農協組合長だとか商工会長を排除したことでしょう。改正の要旨の大事なところではないの。だから、これを抜かしているようでは改正の要旨とは言えないので、もう少し率直に改正の要旨は分かりやすく書いてもらったらよろしいかと思えます。内容的には問題ありません。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今の東海林議員の質疑とちょっと重なるかもしれないですけども、今説明の中で課長のほうからも説明ありましたけれども、一部でそういう意見が出たこともあって商工業のほうについては会員という条件についても改正することにしようかと思えます。ただ、これ現実として宗谷管内で見てもほぼ全ての町村で同様の制度が整備されてきているわけですけども、今年も利尻富士町であるとか、昨年利尻町であるとか、どこを見ても対象は商工会に加盟しているか加盟予定の事業者ということになっていると思えます。そのような状況などもあるわけですから、当然これ商工会のほうとしては今回の改正内容については腑に落ちないところがあったと思えます。そういうことが伝えられて、急遽規則の中に、資料をいただいていますけれども、審査会というものを追加して、その中で会員と非会員との差別化を図るような形にされたのだと思うのですが、その審査会、5名以内で組織するというふうにありますけれども、これどのような人選を想定されているのでしょうか。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 補助の対象者という部分につきましては、酪農振興支援条例と同じように、団体に所属している方だけを限定するということが町の条例として公平性に欠くものだろうという認識の下に今回の改正とさせていただいているというところでご理解いただきたいと思います。あと、この条例の中では申請があった場合に審査するというところでうたわさせていただいておりますが、規則の中で審査会を設けるということにさせていただいております。その中では商工会や、酪農振興支援条例では農協のほうですけども、代表者の承認を受けたものについては審査会を経ずとも承認することが可能となるような規則とさせていただいているところがございます。それ以外の部分については審査会をつくってということになるということで、審査会につきましては、私どもで考えているのは例えば金融機関を代表される方ですとか、いわゆる商工会の代表というか、の方にお声をかけていただいて、そういう方からも審査会の中に入っていただきたいというふうに考えております。今回の規則の改正の中で審査会を置くということは決して商工会のほうからの話ということでつくったわけではなくて、条例改正のときに対象者を変えると、条例改正をするということを庁内部で話をしたときにも審査会をつくって、その中で外部の方も含めて審査会に入っていただいて、その中で議論をしていかないと私どもだけではなかなか経営上の内容だとかを把握することは難しいということを内部で話をさせていただいております。その中でも議論としては庁外部の方、特に商工会なり金融機関の方ですと経営状況に非常に知見を持っておられるということで、そういう方を入れて審査をしていきたいというふうなことは当初のほうから考えておりましたので、そういうご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第34号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第35号

○議長（村山義明君） 日程第5、議案第35号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の

一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第35号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、永田産業課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） それでは、中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案116ページをお開きください。議案第35号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

119ページをお開きください。改正の要旨でございますが、新型コロナウイルス感染症及びその他災害の影響により、緊急の融資が必要と認められる中小企業に対して速やかに融資できるようにするほか、利子及び信用保証料を補助できるように条例を改正するものであります。

本条例につきましては、町内中小企業の振興並びに企業の合理化を促進し、事業運営の基礎となる金融の円滑化を図ることを目的として平成13年に制定され、町が稚内信用金庫中頓別支店と運用協定を結びまして運転資金及び設備資金の融資を行ってきております。融資につきましては、町が稚内信用金庫に預託している2,000万円を3倍の範囲内で運用し、運転資金については申込者が信用保証料及び利子を負担する形となって運用しております。今回の改正に当たりましては、このたびの新型コロナウイルス感染症や災害などで特別な措置が必要となる事案が発生し、中小企業の緊急の融資が必要となった際に既存制度の資金運用枠の中で規定を設けて融資を対応できるよう一部改正するものであり、特別な事案による貸付けの場合に限って補助できる規定を設けるものです。

それでは、新旧対照表にて説明させていただきます。議案118ページをご参照願います。第6条は、融資の条件を規定するもので、第2項として災害や感染症の発生による緊急の融資が必要と認められる場合にあっては第7条で規定する貸付けの対象及び第8条で規定する貸付けの条件によらず融資できるように規定を追加するものです。第3項は、従来の条例では補助対象となっていなかった運転資金に対する利子補給と信用保証料について、第2項で実施する融資の場合において10分の10以内で補助することができるようにするものです。

議案117ページをご参照願います。改め文の下段、附則につきましてはですが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第35号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第36号

○議長(村山義明君) 日程第6、議案第36号 中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第36号 中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、笹原総務課参事から説明させていただきます。

○議長(村山義明君) 笹原総務課参事。

○総務課参事(笹原 等君) それでは、議案の120ページをお開き願います。議案第36号 中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

125ページを御覧願います。改正の要旨でございますが、本条例は地域経済の発展と雇用機会の拡大を図ることを目的としておりまして、一定額の投資を行い、かつ一定数の雇用者を確保した者に対し最大1億円の助成を行うことができるものでございますが、近年の助成実績を鑑みますと財政への負担が大きいことから、雇用者数及び助成の限度額を段階的に設けるとともに、他の制度との整合性や趣旨を踏まえまして、工場等を新設する場合のみを本条例の対象とするため、改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、122ページからの新旧対照表でご説明いたします。第1条、目的では、新設の後ろ「し、又は増設」を削除。

第2条、用語の意義では、第1項第6号を新設とし、「新設とは、既設の工場等を有しない者が新たに工場等を設置する場合、又は町外から進出して新たに工場等を設置する場合をいう」に改めるものでございます。同項第7号では所得税法施行令の法令番号となります「昭和40年政令第96号」を追加。

第3条、助成の対象等では、第1項及び同項第1号中「又は増設」を削除、同号及び1

23ページになりますが、第2号中、句点を削除。

第4条、助成の措置等では、第2項中、3,000万円以上の前の「新設で」、それから同じく3,000万円以上の後ろ「、増設で2,000万円以上」を削り、さらに新設の後ろ「又は増設」、それから雇用者の数が後ろ「、新設にあつては」をそれぞれ削り、「増設にあつては2人以上」を「(ただし、第6条の規定に基づき、工場等の設置費補助金の額が1億円を超える場合は10人以上)」に改め、さらに「但し」を仮名表記に改めるものでございます。

第5条、事業振興奨励補助金では、同条第1項中、当該新設の後ろ「又は増設」を削り、「(固定資産税の課税の特例に関する条例(平成3年条例第10号))」を「(過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成28年条例第30号))」に改め、さらに「但し」を仮名表記に改めるものでございます。

124ページをお開き願います。第6条、工場等設置費補助金では、工場等の設置に伴いまして増加する雇用者の数が5人以上の場合は5,000万円を限度とし、10人以上となる場合は1億円とする規定でありまして、「5,000万円を超えるときは5,000万円とし、新設に伴い増加する雇用者の数が10人以上となる場合で」を加え、「第7条」を「次条」に改めるものでございます。

121ページにお戻りいただきまして、改め文の下段になりますが、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第36号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第37号

○議長(村山義明君) 日程第7、議案第37号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第37号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案第37号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和2年度中頓別町一般会計補正予算。

令和2年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,790万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1点目は過疎対策事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前4億200万円から変更後4億3,620万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。過疎地域自立促進特別事業の限度額を変更前5,480万円から変更後5,550万円とするもので、中頓別町酪農ヘルパー利用組合運営事業に70万円を追加、町からの運営補助金の増額に伴う追加でございます。森林管理道松麿線開設事業の限度額を変更前1,500万円から変更後1,750万円とするもので、測量設計が追加となったことに伴い、北海道への負担金を追加するものでございます。中頓別駅向線交付金事業の限度額を変更前2,380万円から変更後3,500万円に、橋梁長寿命化修繕事業の限度額を変更前1,270万円から変更後2,170万円に、除雪機械購入事業の限度額を変更前2,530万円から変更後3,610万円にするもので、いずれも国庫補助金の減額に伴う増額でございます。

2点目、起債の目的、辺地対策事業債の限度額を変更前4,530万円から変更後4,730万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業は、秋田原野線交付金事業でありまして、限度額を変更前3,060万円から変更後3,260万円とするもので、国庫補助金の減額に伴う増額でございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。14ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に155万円を追加し、5億2,300万4,000円とするもので、内容は、人事管理事務事業、2節給料で176万7,000円を減額、3節職員手当等で66万3,000円を減額、いずれも今年4月から始まりました会計年度任用職員に関し、フルタイム職員で積算していた職員がパ

ートタイム職員へ移行したことに伴う減額でございます。中頓別町奨学金等償還支援事業、18節負担金補助及び交付金で48万円を追加、さらに20節貸付金に350万円を追加、支援制度に基づく申請の受付により当初予算に不足する額を追加するものでございます。詳細につきましては、別途配付してございます総務課総務グループ作成の説明資料をご参照願います。また、人件費の詳細につきましては、予算書26ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

4目財産管理費では、既定額に83万5,000円を追加し、2,524万9,000円とするもので、町有財産維持管理事業、10節需用費で消耗品費5万円を追加、12節委託料で現在使用している地籍維持管理システムの更新とプリンターの導入費として47万円を新規計上、役場庁舎維持管理事業、10節需用費で森林環境譲与税を活用したまきストーブ導入に係るまきの購入費31万5,000円を計上するものでございます。詳細につきましては、別途配付してございます建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願います。

5目企画費では、既定額に294万6,000円を追加し、1億1,250万2,000円とするもので、企画総務事業、7節報償費に15万円を追加、8節旅費に8万7,000円を追加、10節需用費に2万4,000円を追加するもので、いずれも地域づくりセミナー開催に係る費用として計上、企業誘致推進事業、18節負担金補助及び交付金で268万5,000円を計上、企業立地促進条例に基づく事業振興奨励補助金として昨年度から操業が開始されておりますドリームジャンボファームの固定資産税相当額を補助するための費用として計上するものでございます。過疎地域における働き方改革プロジェクト事業、1節報酬に159万5,000円を計上、2節給料で同額を減額、会計年度任用職員に係るフルタイム職員からパートタイム職員への移行に伴う組替えでございます。詳細につきましては、別途配付してございます総務課政策経営室作成の説明資料をご参照願います。

8目防災対策費では、既定額に27万4,000円を追加し、5,672万6,000円とするもので、防災対策事業、10節需用費に防災無線施設に係る電気代として同額を追加、12節委託料で500万円を減額し、17ページをお開きいただきまして、14節工事請負費で同額を追加、太陽光発電システム整備に係る補助要件を考慮し、工事請負費の中で測量調査設計を含めて実施することとしたため、予算の組替えを行うものでございます。

11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、既定額に4,820万8,000円を追加し、5,037万6,000円とするもので、地方創生臨時交付金事業として、さきの全員協議会においてもご説明させていただきましたが、防災活動支援事業、テレワーク促進事業、必需物品提供事業、健康支援事業、患者家族面会用通信機器購入事業、新型コロナウイルス対策プレミアム商品券発行事業、新型コロナウイルス緊急対策融資及び利子等補給事業、家庭学習のための通信機器整備支援事業、手作りマス



ク買取・無料配布事業、学校給食事業、それから新たに生じる対策に速やかに対応していくための費用を含めまして7節報償費に150万円、8節旅費に20万1,000円、10節需用費に643万9,000円、11節役務費に55万5,000円、12節委託料に24万円、17節備品購入費に809万3,000円、18節負担金補助及び交付金に3,118万円をそれぞれ計上するものでございます。地方創生臨時交付金事業の詳細につきましては、総務課政策経営室作成の説明資料をご参照願います。

3款民生費、1項社会福祉費、18ページをお開きいただきまして、1目社会福祉総務費では、既定額に616万4,000円を追加し、3,285万4,000円とするもので、社会福祉総務事業、12節委託料で地域包括ケア推進に向けた病院・介護施設運営内容改善調査業務委託料として同額を計上。詳細につきましては、別途配付してございます保健福祉課作成の説明資料をご参照願います。

12目プレミアム付商品券事業費では、新規に32万2,000円を計上するもので、22節償還金利子及び割引料で31年度に実施しましたプレミアム付商品券事業費及び事務費に係る国庫補助金の返還金として同額を計上。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額に38万7,000円を追加し、1,585万9,000円とするもので、児童手当支給事業、12節委託料で同額を計上、児童手当システムに係る改修を行うための費用として計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に318万7,000円を追加し、2,034万7,000円とするもので、保健予防事業、1節報酬で219万8,000円を追加、3節職員手当等で98万9,000円を計上、いずれも産休代替保健師に係る人件費を計上するものでございます。

8目健康増進費では、既定額に15万9,000円を追加し、814万4,000円とするもので、健康教育事業、7節報償費で50万円を減額、8節旅費で9万7,000円を減額するもので、現在進めております健康運動事業を新型コロナウイルス対応として再構築をし、総務費の地方創生臨時交付金事業で計上するため、健康運動指導士に要する費用を減額するものでございます。後期高齢保健事業、13節使用料及び賃借料で高齢者の保健事業と健康予防の一体的な実施に向けた健康管理システム端末とポータブル体成分分析器の利用料合わせて63万7,000円を計上、17節備品購入費でこれらデータを管理するキャビネットを購入する費用として11万9,000円を計上するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に182万6,000円を追加し、1億4,019万3,000円とするもので、農業振興事業、1節報酬で139万3,000円、3節職員手当等で43万3,000円をそれぞれ計上、会計年度任用職員のフルタイム職員からパートタイム職員への移行に伴う組替えでございます。

20ページをお開きいただきまして、3目畜産業費では、既定額に265万2,000円を追加し、6,536万6,000円とするもので、循環農業支援センター管理事業、

10節需用費で200万2,000円を計上、高圧受電設備の修繕に要する費用として計上するものでございます。中頓別町酪農ヘルパー利用組合運営事業、18節負担金補助及び交付金で65万円を計上、同利用組合からの要請を受けまして補助金増額に伴う追加でございませう。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に286万7,000円を追加し、1,642万5,000円とするもので、有害鳥獣対策費、7節報償費に同額を追加、鳥獣被害防止総合対策事業補助金分の有害鳥獣捕獲報償費356頭分、286万7,000円を追加計上するものでございませう。

2項林業費、1目林業振興費では、既定額に530万円を追加し、4,747万9,000円とするもので、間伐事業として予算要望しておりました合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業に対する道からの予算配分がなく、森林環境保全直接支援事業に振り替えて実施することとなったことから、当初予算で措置しておりました819万8,000円につきまして当該事業間で予算の振替を行うものでございませう。森林整備・林業振興事業、12節委託料で公共施設の木造化、木質化に向けた検討を進めるための費用として160万円を計上、14節工事請負費で木質バイオマスエネルギー利活用設備としてまきストーブの導入費用370万円を計上。詳細につきましては、別途配付しております産業課作成の説明資料をご参照願います。

2目林道費では、既定額に250万円を追加し、5,946万5,000円とするもので、道営林道事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加、事業内容の精査によるものでございませう。

7款1項商工費、2目観光費では、既定額に322万3,000円を追加し、9,377万2,000円とするもので、ピンネシリ温泉運営事業、14節工事請負費で同額を計上、温泉施設屋根の修繕工事として計上するもので、別途配付しております産業課作成の説明資料、16ページに修繕部分をお示ししております。なお、説明資料の12ページから15ページにかけてはプレミアム商品券発行事業に関するものを添付してございませうが、本事業につきましては総務費の地方創生臨時交付金事業で計上してございませうので、ご了承いただければと思ひませう。

予算書22ページをお開き願ひませう。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額から3,720万円を減額し、9,144万3,000円とするもので、除排雪事業、17節備品購入費で3,800万円を減額、国庫補助金の内示に伴う減額でございませう。道路維持補修事業、10節需用費で80万円を追加、町道誉平線で河川に面している路肩のり面が浸食により崩壊している箇所があるため、補修する費用として計上するものでございませう。詳細につきましては、建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願ひませう。

3目道路新設改良費では、既定額から4,130万円を減額し、2億7,696万1,000円とするもので、秋田原野線交付金事業、14節工事請負費で同額を減額、国庫補

助金の内示に伴う減額でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額から709万3,000円を減額し、1億93万9,000円とするもので、教育委員会事務局事業、4節共済費で40万7,000円を追加、会計年度任用職員のパートタイム職員がフルタイム職員に移行したことに伴い、追加するものでございます。英語力育成事業、18節負担金補助及び交付金で750万円を減額、新型コロナウイルス感染症対応として今年度の中学生ハワイ英語研修事業を中止したことによる減額でございます。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に275万3,000円を追加し、1,812万9,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、11節役務費で10万円、13節使用料及び賃借料で20万円をそれぞれ追加、校務支援システム導入に伴い、必要となる費用として追加するものでございます。14節工事請負費に、職員室及び保健室に係る暖房設備の温度調節機器が故障していることから、これを更新するための費用として245万3,000円を計上するものでございます。詳細につきましては、教育委員会作成の説明資料をご参照願います。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に30万7,000円を追加し、1,253万3,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、11節役務費で10万7,000円、13節使用料及び賃借料で20万円をそれぞれ追加、校務支援システム導入に伴い、必要となる費用として追加するものでございます。

24ページをお開き願います。4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額から40万7,000円を減額し、850万8,000円とするもので、少年教育推進事業、4節共済費で同額を減額、会計年度任用職員のフルタイムからパートタイムへの移行により、先ほどの教育委員会事務局事業へ組み替えたものでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額に17万5,000円を追加し、288万4,000円とするもので、社会体育推進事業、7節報償費でスポーツ少年団指導者への報償費として同額を計上するものでございます。

8ページにお戻りください。歳出合計、既定額から36万5,000円を減額し、38億1,790万円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページをお開き願います。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に2,075万8,000円を追加し、6,411万5,000円とするもので、5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に同額を計上、歳出の地方創生臨時交付金事業に充当する補助金として計上。

2目民生費国庫補助金では、既定額に25万8,000円を追加し、1億8,852万7,000円とするもので、5節子ども・子育て支援事業費補助金に同額を計上、歳出の児童手当システムの改修委託料に充当する補助金として計上。

4目土木費国庫補助金では、既定額から1億1,357万5,000円を減額し、1億

2, 950万1, 000円とするもので、1節道路橋梁費補助金で同額を減額、中頓別駅向線交付金工事補助金で1, 122万円、橋梁修繕事業補助金で897万6, 000円、秋田原野線交付金工事補助金で4, 337万2, 000円、雪寒機械更新事業補助金で5, 000万7, 000円それぞれ減額するもので、いずれも国庫補助金の内示に伴う減額でございます。

14款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金では、既定額に46万6, 000円を追加し、1億959万4, 000円とするもので、2節造林事業補助金で240万1, 000円を減額、間伐事業として予定していた合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業から補助率が低い森林環境保全直接支援事業に移行することに伴う補助金の減額でございます。18節鳥獣被害防止総合対策事業補助金で286万7, 000円を追加、歳出、有害鳥獣対策費、有害鳥獣捕獲報償費に充当される補助金でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、4目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金繰入金では、既定額から750万円を減額し、587万9, 000円とするもので、1節未来を担うこどもの健全育成と教育の基金繰入金に同額を計上、歳出の中学生ハワイ英語研修事業の中止に伴う減額でございます。

5目地方創生基金繰入金では、既定額に268万5, 000円を追加し、5, 764万7, 000円とするもので、1節地方創生基金繰入金に同額を計上、歳出の企業誘致推進事業に充当するため、繰り入れるものでございます。

12ページをお開き願います。6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に767万8, 000円を追加し、5, 178万4, 000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を計上、歳出、畜産業費、循環農業支援センター管理事業の修繕費に200万2, 000円を充当、観光費、ピンネシリ温泉運営事業、温泉屋根修繕工事に322万3, 000円を充当、小学校費、小学校施設維持管理事業、温度調節機器更新工事に245万3, 000円をそれぞれ充当するため、繰り入れるものでございます。

8目奨学金等償還支援基金繰入金では、既定額に398万円を追加し、542万円とするもので、1節奨学金等償還支援基金繰入金に同額を計上、歳出の中頓別町奨学金等償還支援事業に充当するため、繰り入れるものでございます。

9目森林環境譲与税基金繰入金では、既定額に530万円を追加し、1, 177万9, 000円とするもので、1節森林環境譲与税基金繰入金に同額を計上、歳出、森林整備・林業振興事業に充当するため、繰り入れるものでございます。

18款1項1目繰越金では、既定額に3, 598万8, 000円を追加し、3, 599万8, 000円とするもので、1節前年度繰越金に同額を計上、歳出の一般財源とするものでございます。

19款諸収入、4項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入では、既定額に713万7, 000円を追加し、772万2, 000円とするもので、1節後期高齢者医療広域連合受託事業収入に同額を計上、歳出の総務費、人事管理事務事業、保健衛

生費の保健予防事業、後期高齢保健事業に充当される収入として計上するものでございます。

6項1目雑入では、既定額に26万円を追加し、2,560万4,000円とするもので、1節雑入に同額を計上、歳出、企画総務事業の地域づくり研修会に対する助成金として計上するものでございます。

20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に3,420万円を追加し、4億3,620万円とするもので、1節過疎対策事業債に同額を計上。

2目辺地対策事業債では、既定額に200万円を追加し、4,730万円とするもので、1節辺地対策事業債に同額を計上。

いずれも内容につきましては第2表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

6ページにお戻りください。歳入合計、既定額から36万5,000円を減額し、38億1,790万円とし、歳入歳出のバランスを取ってございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 政策経営室のほうで説明資料を出していただいている項目について一、二点伺いたいと思います。

必需物品提供事業ということで町民や事業所にマスクや消毒液を配付するなどの経費として、これは地方創生臨時交付金事業の需用費と役務費に予算が含まれているということになると思うのですが、マスクについては一度5月補正で1人10枚既に配付されていて、今まさに私も使わせていただいているのですが、こういったことを再度事業所も含めてということになるのか、希望する方であるとか事業者を募って個別にお渡しするような形になるのか。それと、資料で次亜塩素酸水の資料が添付されているのですが、これが配付を想定している消毒液ということになるのでしょうか。この点伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 今回コロナ対策に係る予算につきまして集約しようということで総務費のほうで計上させていただきます、併せて説明資料のほうも政策経営室の

ほうで作成した説明資料のほうに集約した形でお配りさせていただいておりますけれども、中の詳細につきましては保健福祉課のほうからお話しさせていただきたいと思うのですが、その前に1点、今お話がありました次亜塩素酸の部分というのは政策経営室の資料の中ということで……

(何事か呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） すみません。先に次亜塩素酸の資料に関しまして確認させていただきます。

○議長（村山義明君） 山田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（山田美緒子君） 必需物品提供事業の中で消毒薬の関係についてお答えしたいと思います。

消毒薬については、購入をいたしまして、主に公共機関等について今配置させております。事業所につきましては、皆さんそれぞれ消毒等について努力されているということですが、産業課を通じてもし手に入らないだとか必要なところがないかということの希望を確認していただいていたところでした。消毒薬については、アルコールを用意しておりますので、アルコールの手指消毒を想定して準備しております。これから第2波、第3波というのが起こることが想定されますので、今そのための保管をしているということもあります。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） サージカルマスクにつきましてご答弁申し上げます。

前回議会等で話をされていましたが防災物品で持ったほうがよろしいのではないかと、今後の対策の部分でということなのでこれを備えるというふうな形で整理をかけております。今後この部分につきましては、枚数が確保できた場合については当然住民に配るということも考慮しなければならないし、そのときの状況を踏まえて使用方法については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 分かりました。それと、もう一点、手作りマスク買取・無料配布事業についてなのですが、これ全員協議会のときの説明ではマスク3枚に対して500円の商品券1枚、1人最大30枚までの交換。とすると商品券10枚で5,000円まで買い取るというような内容だったかなと思います。予算100万円なので、そういう形で200人分見ているということになって、これ手作りマスクの枚数にすると6,000枚ということになると思うのですが、物すごい数だなというふうに思うのですが、私も手作りマスクをいただいたりもして、もし町のほうで交換してくれるようなことになったら持っていきますかと個人的に作って配っていただいている方に何人か聞いてみたのですが、そこまでではないわというような感じもあったので、せっか

くこれだけの予算がついていますし、手作りマスクだけでそこまで集まるだろうかとも思うので、手作りマスクに限定しないで市販のマスクも含めて対応されてはいかかなというふうに思います。余裕のある方々から市販のマスクが集まるような仕組みというのは導入している地域は多いと思うのですけれども、本町ではまだその辺本格的には行われていないと思いますので、例えば新品の市販のマスクであれば、同じでもいいでしょうし、3枚ではなくて5枚とか10枚とかで商品券1枚とか、そういうことはできないでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 前回お話ししたときも手作りマスクについては、限定を一応考えていますけれども、運用によって変えるというふうなお話をさせていただいたと思います。作る、作成する方が結構枚数を作っている方もいらっしゃいますし、また逆に全然作られていない方もいらっしゃるということもございまして、どの程度になるのかなというところが定かではないというところもございまして、運用に応じてその部分については変更をかけさせていただきながら、今のご意見も検討の中に入れながら進めていきたいというふうに考えます。よろしくをお願いします。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 内容は分かるのだけれども、その理念を聞かせてもらいたいと思って質問します。

21ページの工事請負費の中に林業・木材産業成長産業化促進対策工事なんていうえらい名前でありますけれども、言うなればストーブを買って燃やすのだそうですけれども、これロビーが寒いから買うのか。木材の成長産業化促進という意味でいうと、例えば間伐材を使ってとかなんとか言うのだけれども、燃料費ただで入るほどの安いものであるならいいけれども、別に庁舎管理費で31万5,000円燃料費見ている。これ一体どんな理念でやろうとしているのか。庁舎の中寒いからやるのですか、370万もかけてストーブを作って。それと、仮にそうだとしてもいいのだけれども、燃料費に31万5,000円もまき代かかってしまう。これ無料ででも集めてやれるというのなら分かるのだけれども、これだけかけてやったら、では従来の燃料費どのくらい浮くか計算しているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 渡邊産業課参事。

○産業課参事（渡邊誠人君） 今のご質問に対してご説明いたします。

事前にお配りしてあります予算説明資料の5ページのほうにその理念のところを書いてはいるのですけれども、庁舎、ホールが寒いから入れるという、本当の暖房機能として入れるものではなくて、一番の目的は成長産業化を進めるためといいますか、町がやるというのもそうなのですけれども、住民の方々へのPR効果といいますか、そういうことを第一の目的に導入するものとして考えております。バイオマスエネルギーの利用というのは林業の中でも今重要な位置づけになっておりまして、公共施設など当然なのですけれども、一般の方々それぞれの家庭でも進められないかということでまきストーブですとか、その

ほかペレットですとか、そういうものの普及を国、道でも進めているところでして、その促進を図るための施設ということでまず第一の目的として導入を検討しております。

あと、まき代31万5,000円の予算を取っているのですが、これはいずれはというか、今年度森林組合のほうでこれからまきの販売というものも今検討しております、来年度以降そちらのほうから手に入るのかなとは思っておりますけれども、現時点で町内でしっかり乾燥済みの割ってあるまきというものを手に入れるということが非常に困難な状況かなというふうには今も考えておまして、全道でこの道北地域中心にまきを取り扱っている業者何社か価格等を聞き取り調査を行いまして、年間使用料を予定では10立方程度を予定しているのですが、どうしても輸送量とか少しやっぱりかかってしまうということで、初年度については31万5,000円というような燃料費を計上しているところであります。

以上です。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 今の説明で大分分かりました。1つはPR用として町を象徴する庁舎の中に置くというのは、これは1つは分かります。だとすれば、町がそこでPRするとするのであれば、町内の公共施設にまでこれを波及するという意識がなければやる意味がない。スキー場はこれをやった。ヒュッテをやったと。分かります。だとしたら、あと町民センターだとかいろんな公共施設があるけれども、そこまでこういったシステムをPRする以上はやろうとする意識があるのかどうか。なかったらこんなものやる必要ないと思っている。

○議長（村山義明君） 渡邊産業課参事。

○産業課参事（渡邊誠人君） 町の施設におけるまきといいますか、木質バイオマスエネルギーの利用ということで、総合戦略の中で一応目標は4台ということがありました。現状スキー場、あと道の駅、あと鍾乳洞のセンターと3台実はもう設置されていまして、残り1台という目標に対してのものがあまして、今回譲与税増額ということもありましたので、4台目として町民ホールに1台設置して目標を達成しようかなと。今後総合戦略の中ででもさらに1台追加して5台という目標を産業課のほうから提出させてもらっているのですが、それにつきましては今後町のほうで整備していく例えば公共施設ですとか、どこかほかに設置に適した場所があればさらにもう一台というような形で設置していくというような考えは今あります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 1点お聞きします。

先ほどの宮崎議員からの質問もありましたけれども、消毒液のことなのですが、今回の補正では少量の金額なのですが、今後2億円来るであろうコロナ対策基金なのですが、その中で消毒液、私たちも考えていて議員でそういうこともしたほうがいいのかないのかなという案もありまして、消毒液等々を各一般家庭に配ってほしい



のと、できれば事業所、長寿園なり厚生園もろもろ土建業者等々もありますので、そのようなところまで幅広く消毒液を配ってはどうかのかなと私たちは思っているわけなのですが、その点について町長、今後の課題として何か考えていますでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今の消毒液の具体的なお話については検討させていただきたいと思えますけれども、まず基本的に今国のほうで、本当は今日成立だという情報だったのですけれども、明日にずれ込みそうですけれども、総額2兆円の地方創生の臨時交付金が可決されると。一次のとき1兆円で本町は3,100万だったのです。今回また同じ算定ではなくてというふうに見込まれていて、単純に2兆円追加になるから6,200万ぐらい来るかなということには多分ならない、もう少し減るような形になるかなというふうに思っています。庁内的には追加になる交付金の使途について既に検討をしております、想定としては7月の上旬、中旬ぐらいに臨時議会を招集させていただいて、その折にもその中身についてご提案させていただきたい。当然その前段には議会のほうにもご相談をさせていただくということ想定をしております。感染防止対策、併せて経済対策も含めて幅広く施策を検討していかなければならないかなというふうに考えておりますので、その中で今回、先ほど宮崎議員からいただいた意見も含めて十分練っていきたいというふうに思えますし、先日のお話ですと議会としてもまたご検討いただくということでありますので、できればそういうことも早めていただいて、共に次なる補正の対応ということで取り組ませていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第37号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第38号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第38号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第38号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、長尾国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） それでは、議案第38号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。総則、第1条、令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては、既決予定額に16万5,000円を追加し、5億7,555万7,000円とするものです。病院事業費用では、既決予定額に16万5,000円を追加し、5億7,555万7,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入につきましては、既決予定額に575万3,000円を追加し、1,778万4,000円とするものです。資本的支出では、既決予定額に575万3,000円を追加し、2,377万6,000円とするものであります。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額599万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

それでは、資本的収支の支出をご説明いたします。8ページをお開きください。また、併せて提出しております病院事業会計予算補足説明資料もお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費は、既決予定額に16万5,000円を追加し、7,332万8,000円とするもので、賃借料に同額を計上、仮設トイレ賃借料を新規計上するもので、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合に疑似患者及び感染者の入院で受け入れることが必要となった場合に備え、専用のトイレ設置に係る費用の新規計上であります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。6ページをお開き願います。1款病院事業収益、3項医業外収益、7目国庫補助金は、既決予定額に16万5,000円を追加し、507万1,000円とするもので、国庫補助金に同額を計上、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として経費、賃借料、仮設トイレ賃借料に充当する国庫補助金の新規計上であります。

続きまして、資本的収支の支出をご説明いたします。12ページをお開き願います。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費は、既決予定額に575万3,000円を追加し、1,644万6,000円とするもので、機械備品購入費に同額を計上、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合に疑似患者の重症化に伴う検査結果が出る

までの間の待機入院及び陽性患者が感染症指定病院での受入れが不可となった場合に備えて緊急簡易入院設備整備を行うもので、リハビリ室を利用した感染症簡易病床3床を陰圧とするためのパッケージ型排気ユニット、陰圧ブース、クリーンパーティション、救急カート、患者ロッカー、院内搬送用シールド等の簡易入院設備備品を購入するため、553万3,000円を新規計上、さらに2階病棟への出入りを職員以外禁止との措置を取っているため、患者と家族が面会できない状況となっております。その改善策としまして、病院1階待合ロビーと病棟、もしくは患者家族の自宅を通信で結び、面会を行うための通信用タブレット2台を購入、その費用22万円を新規計上するものであります。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。10ページをお開き願います。1款資本的収入、1項負担金交付金、1目一般会計負担金は、既決予定額に22万円を追加し、865万1,000円とするもので、一般会計負担金に同額を計上、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金分としましてタブレット端末を購入するための経費に充当する補助金の新規計上であります。

3項補助金、1目国庫補助金は、新規に553万3,000円を計上するもので、国庫補助金に同額を計上、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として新型コロナウイルス感染症対策として購入します簡易入院設備、備品に充当する補助金の新規計上であります。

予定貸借対照表につきましては2ページ、キャッシュフロー計算書につきましては4ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第38号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第3号

○議長（村山義明君） 日程第9、発議第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施

策の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 発議第3号。

令和2年6月11日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、長谷川克弘。賛成者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みが進められてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月11日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、

農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第10、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎議案の文言整理について

○議長（村山義明君） お諮りします。

このたびの定例会で議決された議案について、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字その他の整理を要するものについては議長に委任することに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（村山義明君） 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回中頓別町議会定例会を閉会します。

(午前11時28分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員